関西自然保護機構会報 15(2): 91－94, 1993

絶滅のおそれのある鳥類の保護上の問題点

WWF Japan　花輪伸一

SOME PROBLEMS ON THE CONSERVATION OF ENDANGERED BIRDS IN JAPAN

Shin-ichi HANAWA　*Conservation Division, WWF Japan.*

1993年4月から，絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）が施行されている。この法律では国内希少野生動植物種として38種の鳥類がリストアップされている。これらの種を中心に絶滅のおそれのある鳥類の保護上の問題点を検討してみたい。

1. リストについて

環境庁（1991）のレッドデータブック（RDB）と種の保存法（1993）でリストアップされている種数（亜種を含む）は，以下のとおりである。

	RDB	種の保存法
絶滅危惧種	27種	27種
危急種	27種	11種
希少種	65種	0種

RDBの絶滅危惧種はすべて種の保存法に含まれているが，危急種，希少種は少数が含まれるに過ぎない。これは，保存法のリストが，特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律（保存法の施行により廃止）のリストを引き継いだからである。しかし，種の保存法の趣旨から言えば，今後，危急種，希少種の多くをリストに加えるべきであろう。また，保存法では，種・亜種の指定（希少野生動植物）に加えてその生息地を保全できること（生息地等保護区）が眼目であり，多くの困難が予想されるが，どれだけ効果的な保護区指定がなされ，その保全が実現できるかに期待がかかっている。今後，種のリストを充実させるとともに，生息地のリストも整理する必要がある。

RDBの鳥類については，多くの研究者やナチュラリストにはそれほど異存はないと思われるが，種と亜種，地域個体群などの問題について再検討し，「絶滅のおそれ」を見直すことも必要だと思う。短期間でコロニー数が激減したコアジサシのように意外な種が危なかったり，また，分類上の問題もあわせて掘り起こすことになるだろう。たとえば，特殊鳥類だったヤエヤマシロガシラは種の保存法に含まれなかったが，個体数が増加したのは沖縄島に侵入した台湾産とみられるシロガシラであり，八重山の亜種は依然として数が少ないのである。

2. 分布域について

絶滅のおそれについて検討する際には，おおまかに言えば，個体数の少なさ，分布域の狭さ，生息場所への人為的悪影響の強さなどを調べる必要がある。分布域についてはどのレベルでみるかで少し違って来る。たとえば，クマゲラは国内では北海道と青森・秋田の一部に分布する。北海道では絶滅のおそれはそれほど高くないが，青森から秋田にかけて数つがいしかいない個体群の絶滅のおそれはきわめて高いと言える。

ウミガラスは天売島で絶滅しかけており，日本

からは繁殖個体群が姿を消す可能性があるが，ロシア領の島嶼では繁殖している。日本のウミガラスは分布域の末端にあり，分布域の拡大，縮小などにより不安定なことが考えられる。同様に日本では絶滅のおそれがあるが，大陸ではそれほどでもないという例は他にもあるだろう。日本国内という観点からみれば，世界的には分布の末端で不安定なものであっても，人為的な環境の改変の結果として絶滅のおそれがあるならば，保護の必要性は高いと思われる。特に島嶼の亜種あるいは地域個体群については，注意をはらうべきであろう。

3. 絶滅のおそれの原因

「絶滅のおそれ」には，もともと分布域が狭い，個体数が少ないといった自然史的な要因もあるが，下記のような人為的要因によって危機にある種が少なくない。生活史のどの時期に，どんな脅威があるのかを明らかにし，防止策，保護策を講じる必要がある。しかし，公共事業やリゾート開発など大規模なものほど，止めにくいのが現状である。これらに対し種の保存法がどのくらいの効力を発揮できるのか，期待されるところである。

1）生息場所の破壊，変化

ゴルフ場やスキー場などのリゾート開発による，また木材生産のための自然林伐採は，森林を生息場所とする多くの種にダメージを与える。特に樹木に営巣するノグチゲラやオーストンオオアカゲラ，また，オオタカ，クマタカなど森林性の猛禽類には直接的な悪影響をおよぼす。タンチョウは営巣地の湿原や水源地の開発の影響を受けている。

2）商業利用

かつてアホウドリは羽ぶとんの材料として乱獲され絶滅の危機に陥った。ルリカケスは羽飾りのため，アカヒゲは飼鳥として捕獲されていたことがある。また，オオタカ，ハヤブサなどの猛禽類はいまだに密猟が絶えない。

3）過剰利用

大部分の種が人間による生息地の過剰利用の影響を受けている。多数の登山者，観光客はライチョウに，沿岸の大量漁獲はエトピリカなどに悪影響をおよぼすとみられる。

4）事故

個体数の少ない種にとっては個体の事故死も重大問題である。漁網によるウミガラスの溺死，シマフクロウの感電死，ヤンバルクイナの交通事故死などが知られている。

5）汚染，毒

殺虫剤や除草剤などの薬品類も脅威となっている。コウノトリやトキなどにとっては農薬などが大きな悪影響を与えたものと思われる。

6）移入種，野生化種

沖縄や奄美に移入されたマングース，伊豆諸島のイタチ，その他野生化したイヌ，ネコが脅威となっている例がある。

4. 保存法の運用

種の保存法は，野生動植物の種を絶滅から救うために，乱獲を防止し，生息地・生育地を保護していくことが必要であるというのがその主旨である。この法律については，「今までの法律とあまり変わらず不十分」，「現在の法制度のもとではよくできたほう」などいろいろな意見がある。一方，法律の制定とは別に地域で絶滅を防ぐための努力をしている人も少なくない。

鳥類については，リストに記載された種，亜種を実際に調査し，保護活動を行っている地域の研

表1　国内希少種の分布，生息場所，保護上の問題点（未完成）．

	営巣場所	採食場所	問題点	対策
1. 局所分布・繁殖				
（北海道）				
チシマウガラス	崖	海	漁網，競合種	
エトピリカ	崖	海	漁網，競合種	
ウミガラス	崖	海	漁網，競合種	デコイ誘致
ミユビゲラ	森林	森林		
オジロワシ	森林	河川，湖沼	森林伐採，餌不足	
シマフクロウ	森林	河川，湖沼	森林伐採，餌不足，交通事故，感電，漁網	巣箱，給餌，標識，感電防止腕木
タンチョウ	湿原	湿原，給餌場	湿原，水源の開発	保護区，給餌，標識
（本州・四国・九州）				
ライチョウ	草地	草地	山岳道路，過剰利用	
ヤイロチョウ	森林	森林		
オオセッカ	草地	草地	湿地の開発，改変	保護区，環境管理
（伊豆，小笠原）				
アホウドリ	草地	海	生息地の崩落	環境改善，デコイ誘致
シマハヤブサ	崖			
オガサワラノスリ	森林	森林		
アカガシラカラスバト	森林	森林		
ハハジマメグロ	森林	森林		水場設置
オガサワラカワラヒワ	森林	森林		
（奄美諸島）				
アマミヤマシギ	森林	森林	誤認狩猟，森林伐採	ヤマシギ禁猟
オーストンオオアカゲラ	森林	森林	森林伐採	
アカヒゲ	森林	森林		
オオトラツグミ	森林	森林	森林伐採	
ルリカケス	森林	森林		
（沖縄諸島）				
ヤンバルクイナ	森林	森林，草地	森林伐採，ダム開発，交通事故，ノネコ	
ノグチゲラ	森林	森林	森林伐採	保護区
ホントウアカヒゲ	森林	森林		
（八重山諸島）				
カンムリワシ	森林	湿原	湿地開発	
キンバト	森林	森林		
ヨナクニカラスバト	森林	森林，農耕地		
ウスアカヒゲ	森林	森林		
（大東諸島）				
ダイトウノスリ	森林	森林		
2. 広域分布・繁殖				
ハヤブサ	崖		密猟	
オオタカ	森林	森林	伐採，密猟	密猟監視
イヌワシ	崖，森林	草地	人工林化，餌不足，密猟	
タマタカ	森林	森林，草地	人工林化，餌不足，密猟	
3. 局所分布・非繁殖				
コウノトリ		河川，湖沼		
トキ				
シジュウカラガン		湖沼，水田		
オオワシ		海岸，湖沼		
カラフトアオアシシギ				

究者，ナチュラリストが何人かいる。一例をあげると，シマフクロウでは少なくなった営巣木の代わりに巣箱を設置する，池を作り餌となる魚を放す，感電防止のため電柱に腕木をつける。交通事故防止のための標識を設置するなどの活動が行われ，効果をあげつつある。これらの活動は行政からの援助もあるが，多くはボランティアで行われている。

各地で行われるこのような活動に対し，種の保存法は資金的，技術的，人材的裏付けも保証するものでなければならないし，ボランティアの手には負えないもの，たとえば，生息地の確保なども保存法の運用としてしっかり行われなければならないだろう。

アメリカのEndangered Species Actに比べると，まだまだ不十分と言わざるを得ない種の保存法ではあるが，当面はこの法律でやって行くことになるので，NGOとしては法律上の不備を批判するとともに，絶滅のおそれのある種，亜種の現状，問題点について明らかにし，保護対策を提言しながら，実際の活動にとりくむことも必要であろう。

表1に，まだ未完成かつ大ざっぱではあるが，国内希少動植物種としてリストアップされた鳥類について保護上の問題点と現在とられている対策について示した。